

ファカルティレッドプログラム/FL 2020年春実施プログラム Q & A

I. 応募・選考

Q1. どのプログラムに応募しようか迷っています。各プログラムについて詳しく知りたいのですが。

以下のとおり FL プログラム別説明会を開催します。プログラム毎にブースを開設しますので、各プログラムの内容について自由に質問したり、FL プログラム経験者の話を聞いたりすることができます。入退室自由ですので、興味のある方は是非参加してください。

日時：10月9日(水)、10日(木) 12:00~13:00

会場：川内南キャンパス 文科系総合講義棟 1階コモンスペース

※スタディアブロードプログラム/SAP との合同開催となります。

Q2. FL プログラム別説明会に参加できませんが、応募はできますか？

説明会へ参加できない場合も応募可能です。ファカルティレッドプログラム(以下「FL プログラム」という。)の概要や応募方法に関する説明動画を視聴することができますので、以下 ISTU の URL からご覧ください。その上で、募集要項、シラバス、Q&A をよく読み、応募書類を準備してください。

<https://istu3g.dc.tohoku.ac.jp/istu3g/CourseContents/listview?qCourse=63182>

Q3. 英語以外の言語は全く話せませんが、非英語圏のプログラムに参加することはできますか？

スペインプログラムはスペイン語、スイスプログラムはフランス語の知識が必要になりますが、各言語に自信が無い場合でも、課題作文や学業成績等を総合的に判断し選考いたしますので、積極的に応募してください。

Q4. 応募書類作成にあたり、応募用ウェブサイト「スパイラル」の利用方法がよくわかりません。どうすればよいですか？

株式会社 JTB 仙台支店 FL プログラム係へ直接問い合わせてください。連絡先は、「VI.その他」の「Q2.このQ&A に記載されている以外の質問がある場合はどうすればよいですか？」を参照してください。

Q5. 必要書類の一部を期日までに提出することができません。どうすればよいですか？

期日までにすべての応募書類を提出することができない場合は、理由にかかわらず選考の対象外となります。

Q6. 選考基準を教えてください。

選考は、書類選考を基本として、募集要項に記載された選考基準で実施されます。書類選考のみで判断できない応募者に限り、面談を実施する可能性があります。応募書類に不備がある場合は選考対象外となります。選考結果の理由の開示は行いません。

Q7. 課題作文の論述内容について、アドバイスや添削などはしてもらえますか？

論述内容は、審査に関わる内容のため、公平性を期するために助言や添削指導等を行いません。

Q8. 誓約書に保証人の署名が必要ですが、誰にお願いしたら良いですか？

原則、保護者の方から署名をいただってください。

Q9. 大学院学生、外国人留学生(非正規生を除く)は応募できますか？

どのプログラムへも応募は可能ですが、選考では学部学生が優先されます。受講料に関しては、国籍にかかわらず、学部学生の場合、3万円を参加学生が負担し、残りは東北大学が負担します。大学院生の場合、全額自己負担となります。奨学金の詳しい支給基準については、「II. 費用と奨学金について」の「Q2. 奨学金(月額

8万円)は参加者全員が受給できますか?」を確認してください。

Q10. 非正規生とは何ですか?

非正規生とは、交換留学生のように、東北大学での学位取得を目的とせず、履修や聴講、研究の目的で一定の期間のみ本学に所属している学生を指します。非正規生は、FLプログラムに応募をすることができません。

Q11. 応募の際に文系・理系の制限はありますか?

制限はありません。

Q12. 海外旅行保険に加入する必要はありますか?

参加者は、東北大学指定の海外旅行保険である「付帯海学」に必ず加入していただきます。加入方法は、参加者決定後、事前研修で案内します。

Q13. 語学試験スコアレポートを紛失し、「スパイラル」へデータを提出できません。どのように対処したら良いですか?

「スパイラル」へは、スコアの入力のみで結構です。データの提出がある方が優先されますが、課題作文(書類選考のみで判断できない応募者に限り、プログラム担当教員が面談を実施する場合があります。)等を総合的に判断し選考いたしますので応募してください。

Q14. SAP との併願は可能ですか?

可能です。ただし、FLプログラムに合格した場合はFLプログラムを第一優先に参加することが併願の条件となります。

Q15. FL のプログラム間での併願は可能ですか?

可能です。なお、「スパイラル」上で第2希望～第3希望を選択できますので、プログラム間での併願を希望する場合はそちらで選択してください。

II. 費用と奨学金について

Q1. 受講料と参加者負担費用について詳しく教えてください。

参加者は、受講料(3万円)、往復の航空券、空港からの送迎を含む現地での交通費、食費、滞在(宿泊)費、海外旅行保険、ビザまたは滞在許可取得料(該当プログラムのみ)を自己負担する必要があります。派遣先大学受講料(3万円以外)は、学部学生参加の場合、東北大学が負担します。大学院学生が参加する場合は、全て自己負担となります。

Q2. 奨学金(月額8万円)は参加者全員が受給できますか?

受給予定の学生は、以下のとおりです。

- 学部学生: 日本国籍を有す全学生が受給可能(予定)
- 大学院学生: 指定の方法により算出される2018年度の学業成績が成績評価係数2.3(3.0満点)以上で、履修登録をする学生のみ受給可能(予定)。なお、既にFLプログラム(部局主催のものを除く)に参加したことがあり、その参加により単位を取得済みの場合は、履修登録は行えず奨学金は受給できません。
- 外国籍学生: 在留資格が「永住」の場合は受給可能(予定)

※ 奨学金を受給する参加者は、事前研修、現地研修、事後研修、報告会のすべてに参加し、課題や報告

書、その他必要事項書類を提出することが義務付けられます。奨学金の支給要件を満たさない場合や、事前・事後研修・報告会を欠席したり、必要書類の提出を怠ったりした場合は、奨学金の支給対象外となる場合や、支給後であっても返還を求められたりする場合がありますので注意してください。

※ 他団体等から本プログラムのための奨学金を受給する場合、当該奨学金を受給する事ができない場合があります。

Q3. 渡航支援金支給の詳しい条件と提出書類を教えてください。

- **条件:** 渡航支援金支給対象者は以下の条件をすべて満たす必要があります。
 - 指定の方法により算出される 2018 年度の学業成績が成績評価係数 2.3(3.0 満点)以上で、FL プログラム参加に際し、全学教育科目「海外研修(展開 2)」又は「海外研修(展開)」を履修する者
 - ※ 既に FL プログラム(部局主催のものを除く)に参加したことがあり、その参加により単位を取得済みの場合は、履修登録は行えません。
 - ※ 学部 1 年生等、2018 年度の学業成績が無い者については、2019 年度前期の成績により当該条件を満たしているかを判断します。それ以外の者については、FL プログラム申請時に提出される申請書の採点スコア等により当該条件を満たしているかを判断します。
 - 日本国籍を有すまたは、在留資格が「永住」の者
 - FL プログラム参加にあたり、他の団体等から渡航費又は渡航費を含む奨学金(FL プログラム参加にあたり支給される月額 8 万円の奨学金は含まれない)を受給していない者
 - 世帯の所得金額が以下の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

※ 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※ 養育費は収入に含みません。独立生計者の家計基準も、世帯(申請者本人及び配偶者)の収入金額で判断します。

※ 「所得税法上、父母等の扶養親族でない者」、「父母等と別居している者」、「申請者本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者」のすべてに該当する者は、独立生計者に認定されます。独立生計者の家計基準も世帯の所得金額で判断します。

- **提出書類:** 上記の条件すべてを満たす受給希望者は、11月7日(木)までに留学生課海外留学係(sab_query@grp.tohoku.ac.jp)へメールにて事前連絡をお願いいたします。その後、下記を参照の上、11月14日(木)までに自身に該当する書類すべてを川内北キャンパス教育・学生総合支援センター2階、留学生課海外留学係窓口に提出してください。

※事前連絡の際はメール本文に「①他団体等からのFLプログラム参加のための奨学金の受給有無、②『所得を証明する書類』の提出対象者、③世帯の収入金額が上記の条件を満たすことを確認した 旨」を明記してください。

- 支給対象者が父母等に扶養されている場合

提出対象者	証明書類
父母双方	・父の所得を証明する書類 ・母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(注 1)

父母のいずれか	・父又は母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(注1)
父母以外	・父母以外(複数いる場合は全員分)の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(注1)

(注1) 事前連絡があった学生に、留学生課が該当するデータをメール添付で送付します。

※ 「所得を証明する書類」は、原則、2018年中の所得が確認できる「市区町村役場発行の所得証明書」(写し可)です。「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合がありますので注意してください(例:課税証明書、非課税証明書など)。

※ 父母が別居していても、離婚が成立していない場合は、父母双方の書類が必要です。

※ 離婚により同居している親とは別の親に扶養されている場合、提出対象者は同居の親となります。親元を離れて暮らしている場合は、帰省先等の親としてください。

※ 父母以外に扶養されていても、父母双方又はいずれかが同居している場合は、提出対象者は父母双方又はいずれかとなります。

➤ 支給対象者が独立生計者の場合

提出対象者	証明書類
支給対象者のみ	・派遣学生の所得(38万円以上)を証明する書類 ・派遣学生及び父母等の住民票(世帯全員分)(写し可) ※申請時3ヶ月以内に発行されたもの ・「独立生計者 収入・支出確認書」(注2)
支給対象者及び配偶者	・派遣学生及び配偶者の所得(双方の合算で38万円以上)を証明する書類 ・派遣学生及び配偶者の住民票(世帯全員分)(写し可) ※申請時3ヶ月以内に発行されたもの ・派遣学生及び配偶者の父母等の住民票(世帯全員分)(写し可)※申請時3ヶ月以内に発行されたもの ・「独立生計者 収入・支出確認書」(注2)
<p>【派遣学生(及び配偶者)の所得が38万円未満の場合】 所得が38万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。</p> <p>○<u>奨学金(給付型又は貸与型)を受給している者</u> 2018年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類 ※2018年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。 ※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。</p> <p>○<u>預貯金を切り崩して生活している者</u> 生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3ヶ月分記帳部分」の写し※3ヶ月分支出額の平均から算出される12ヶ月分支出額が103万円を超えることを確認してください。</p>	

(注2) 事前連絡があった学生に、留学生課が該当するデータをメール添付で送付します。

※ 「所得を証明する書類」は、原則、2018年中の所得が確認できる「市区町村役場発行の所得証明書」(写し可)です。

書」(写し可)です。「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合がありますので注意してください(例:課税証明書、非課税証明書など)。

Q4. 奨学金や渡航支援金はいつごろ支給されますか？

奨学金は、現地研修開始後、在籍確認が行われた上で現地研修開始後 2～3 週間後を目安に各参加者の銀行口座に振り込まれる予定です。渡航支援金は、奨学金支給時まで(奨学金支給時を含む)に支給します。いずれも現金での支給は行いません。

Q5. 参加費用の支払い方法や支払い期限は、いつごろ通知されますか？

支払い方法や期限については、参加者として決定された後に株式会社 JTB 仙台支店 FL プログラム係から随時案内されます。

III. 現地での生活

Q1. 滞在(宿泊)形態にはどのようなものがありますか？

ホテル、学生寮等さまざまな滞在形態があり、基本的に 2～3 人で 1 部屋に滞在することになります。部屋割りは参加者確定後事前研修の中でマッチングしていきますが、予めマッチングについての要望を受け付けることはできません。

Q2. 滞在中にトラブルが起きた場合はどうすればよいでしょうか？

滞在先でのトラブルについては、引率教員や派遣先大学の担当者に相談してください。また、滞在中に起こりうるトラブルに関しては、学内での事前研修で危機管理オリエンテーションを行います。24 時間連絡可能な緊急連絡先も提供されます。

Q3. 病気や怪我をした時の医療費が心配です。

FL プログラム参加者は、全員大学が指定する海外旅行保険である「付帯海学」への加入が義務付けられます。加入保険会社と提携する医療機関で治療を受ける場合は、キャッシュレス(医療機関から保険会社に直接請求するため、患者はその場で支払う必要がない)で受診することができます。また、提携する医療機関が近隣にない場合は、まずは自己負担し、後日請求することができます。詳しくは、事前研修の際に説明します。

Q4. 初めて海外へ行くので現地のことや持ち物などわからないことばかりです。

参加が決定したら、各自インターネットや旅行ガイドブック等で現地情報や持ち物等について調べましょう。また、事前研修の一環として事前調査活動も行うことになります。自分で調べて情報を得るということは、FL プログラムに限らず海外へ行く上で必須です。海外研修に「連れて行ってもらう」のではなく、「自分で行く」という意識を持ってください。危機管理情報や参加プログラムに関する情報は、プログラム担当教員や株式会社 JTB 仙台支店 FL プログラム係より随時提供されますので、よく理解するようにしてください。

IV. プログラムの途中変更やキャンセル

Q1. 参加プログラムの変更はできますか？

応募期間中であれば、株式会社 JTB 仙台支店 FL プログラム係へメール、又は電話で受け付けが可能です。連絡先は、「VI.その他」の「Q2.この Q&A に記載されている以外の質問がある場合はどうすればよいですか？」を参照してください。応募期間終了後は希望プログラムの変更ができませんので、希望プログラムの入力に誤

りがないかよく確認してください。

Q2. 応募後のキャンセルはできますか？

合格発表後の辞退は原則として認められません。各プログラムの日程をよく確認し、移動にかかる前後の期間も含めて確実に参加できるプログラムにのみ応募するようにしてください。所属学部等の追試験・再試験期間と重なっている場合も、応募できません。

合格発表後、病気や事故などのやむを得ない事情で参加を辞退する場合であっても、旅行代金のキャンセル料(学生負担)が発生する場合があります。また、払い込まれた受講料は返還されません。

Q3. 途中参加、途中帰国、現地研修終了後の個人旅行(日本帰国前)はできますか？

できません。日本出国から日本帰国までは団体での同一行動となります。追試験や再試験による途中参加・帰国も認められませんので、必ず事前に試験日程を確認してください。

Q4. プログラムが中止となることはありますか？

テロや天災等、不測の事態が発生した場合には、大学の判断でプログラムの実施を中止・中断することがあります。その際にキャンセル料金等(航空券や宿泊費用など)が発生する場合には、参加学生の自己負担となります。

V. 履修登録、事前・事後研修

Q1. 必ず履修登録をしなければなりませんか？登録はどのように行いますか？

既に FL プログラム(部局主催のものを除く)に参加したことがあり、その参加により単位を取得済みの場合を除き、成績評価を伴う全学教育科目「海外研修(展開 2)」又は「海外研修(展開)」(2 単位)の履修を原則とします。履修登録は留学生課が行いますので、個人で履修登録手続きをする必要はありません。ただし、履修可能単位数の制限などの理由により履修ができない参加者は、1 月 21 日(火)までに申し出ること、履修登録は免除されます(履修制限や単位上限に関しては、自身の所属部局に確認をしてください)。履修登録ができない場合でも FL プログラムの参加は可能です。

Q2. どうしても事前研修や事後研修に参加できない場合はどうすればよいですか？

本プログラム参加の条件として、すべての事前研修、事後研修への参加が義務付けられていますが、やむを得ない理由(大学の授業や試験等)により欠席や遅刻する場合、事前に欠席・遅刻理由届をプログラム担当教員へ提出してください。その理由が正当であると認められれば、減点対象とはなりません。正当な理由として認められない欠席があった場合は、減点となるとともに、奨学金の支給対象から除外される場合や、支給後であっても返還を求められる場合がありますので注意してください。

VI. その他

Q1. 現在、治療中の症状や健康上の問題がありますが、応募できますか？

応募する前に、主治医にプログラム内容を説明して、参加することについての許可を得てください。海外滞在中は、環境の変化により、体調に影響が出る可能性がありますので、この点も主治医にしっかり相談してください。

Q2. この Q&A に記載されている以外の質問がある場合はどうすればよいですか？

株式会社 JTB 仙台支店 FL プログラム係へメール、又は電話で問い合わせることができます。メールでの問い合わせの際は、必ずパソコンのメールアドレスから送信し、①件名 ②氏名 ③学部・学年を明記してください。

氏名が確認できない問い合わせメールには返信しませんので注意してください。

TEL:022-263-6726(平日 9:30~17:30 土日祝日休業) E-mail:faculty-led@jtb.com